

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

ページ

○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則	(税務課)	一
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則	(市町村課)	四
○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	四
○食品衛生法施行規則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	五
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	七
○知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	七
○障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○宮城県拓桃医療療育センター管理規則の一部を改正する規則	(同)	八
○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(農村振興課)	八
○流域下水道条例施行規則	(下水道課)	九
○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅課)	九
訓令 甲		
○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令	(食と暮らしの安全推進課)	一〇
告示		
○流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置	(下水道課)	一一
○流域下水道条例第五条第一号の規定による排水管の内径及び排水渠の断面積に関する知事が定める数値	(同)	一一
○流域下水道条例第六条第二号の規定による終末処理場の構造の技術上の基準に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置	(同)	一一
○流域下水道条例第八条第六号の規定による終末処理場の維持管理に関する	(同)	一一

規則

る汚泥処理施設に係る知事が定める措置

企業局

○布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者

及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程

教育委員会

○宮城県図書館協議会規則を廃止する規則

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第十八号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除申請書)

第二条 条例第五条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(その2)

個人事業税免除申請の明細書

課税標準の算定期間		個人事業税免除申請の明細書											
課税標準の算定期間		県内における事務(業)所の従業員数											
所在地	名称	従業員数(課税標準の算定期間に属する各月末現在)											
		月	人員	月	人員	月	人員	月	人員	月	人員	月	人員
上記のうち新増設をした対象施設等に係る従業員数(課税標準の算定期間に属する各月末現在)													
県内における事務(業)所の固定資産の価額													
所在地	名称	固定資産の価額(課税標準の算定期間末日現在)											
上記のうち新増設をした対象施設等に係る固定資産の価額(課税標準の算定期間末日現在)													

(注) 電気供給業又は倉庫業を行う事業者の場合にあっては固定資産の価額を、その他の事業者の場合にあっては従業員数を記載すること。

(その3)

不動産取得税・固定資産税 免除申請の明細書

不動産取得税・固定資産税 免除申請の明細書									
当該不動産が家屋である場合									
所在地	地番	地積	用途	取得年月日	取得価額	取得事由	取得年月日	取得価額	取得事由
当該不動産が土地である場合									
所在地	地番	地積	用途	取得年月日	取得価額	取得事由	取得年月日	取得価額	取得事由
償却資産の種類									
償却資産の種類									
取得年月日									
取得価額									
取得事由									
摘要									

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二十項中、「別表第二十八号」を、「別表第二十九号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中、「別表第二十七号」を、「別表第二十八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中、「別表第二十六号」を、「別表第二十七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中、「別表第二十五号」を、「別表第二十六号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中、「別表第二十四号」を、「別表第二十五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中、「別表第二十三号」を、「別表第二十四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中、「別表第二十二号」を、「別表第二十三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中、「別表第二十一号」を、「別表第二十二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中、「別表第二十号」を、「別表第二十一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中、「別表第十九号」を、「別表第二十号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中、「別表第十八号」を、「別表第十九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中、「別表第十七号」を、「別表第十八号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中、「別表第十六号」を、「別表第十七号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中、「別表第十五号」を、「別表第十六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中、「別表第十四号」を、「別表第十五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中、「別表第十三号」を、「別表第十四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中、「別表第十二号」を、「別表第十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中、「別表第十一号」を、「別表第十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中、「別表第十号」を、「別表第十一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例別表第二十二号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十九条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有する者又は当該土地、当該物件若しくは当該事業の用に

に供するための河川の敷地、海底若しくは流水、海水その他の水に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年宮城県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し中、「同意」を、「協議」に改め、同条中、「の同意」を、「の協議」に、「同意を得」を、「協議し」に改める。

第二条の三及び第二条の四の見出し中、「同意」を、「協議」に改める。

第二条の五の見出し中、「同意」を、「協議」に改め、同条第一項中、「同意」を、「協議」に改め、「記載した」の下に、「協議書又は」を加える。

第二条の六の見出し中、「同意」を、「協議」に改める。

第二条の七の見出し中、「同意」を、「協議」に改め、同条第一項中、「第七条の四第二項の」の下に「協議書又は」を加える。

第一条の九の見出し中、「同意又は」を削る。

第五条第十七号の十二中、「その同意を得た」を、「その同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第十七号の十三中、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第二十七号の九中、「その同意を得た」を、「その同意を得た、若しくは協議した」に改める。

第十条第一号中、「認可（同意）」を、「協議（認可）」に改め、同条第二号及び第三号中、「認可（同意）事項」を、「協議（認可）事項」に改め、同条第四号中、「承認（同意）」を、「協議（承認）」に改め、同条第七号中、「（同意）」を削る。

様式第一号中、「海立自然公園事業執行認可申請書（同意協議書）」を、「県立自然公園事業執行協議書（認可申請書）」、「」第7条の2第3項（第2項）」を、「第7条の2第2項（第3項）」、「」申請（協議）」を、「協議（申請）」、「」申請者（協議者）」を、「協議者（申請者）」、「」申請文」を、「協議文（申請文）」に改める。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「別表第一第三号」を「別表第二第三号」に改める。

第十条中「別表第二第四号」を「別表第三第四号」に改める。

第十五条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

様式第十二号中「別表第1第1号子⑤」を「別表第2第1号子⑤」に

「品・大 品 目 目 目」を

「 品 目 目 目」に改める。

様式第十三号中「別表第1第1号子②」を「別表第2第1号子②」に改める。

別表第二第一の項第二号中「別表第一第一号下(1)(イ)」を「別表第二第一号下(1)(イ)」に改め、同項第

三号イ中「別表第一第一号子(1)」を「別表第二第一号子(1)」に、条例別表第一第一号子⑤を「同号

子⑤」に改め、同号ロ中「別表第一第一号子⑤」を「別表第二第一号子⑤」に改め、同項第四号中

「別表第一第一号子②」を「別表第二第一号子②」に改め、同表第二の項第一号へ中「別表第一第一

号へ⑧(イ)」を「別表第二第一号へ⑧(イ)」に改め、同項第十三号子に次のただし書を加える。

ただし、小売業者が加熱調理用の生かきのみをトレイ等に小分けして販売しようとするときは、

この限りでない。

別表第三第一の項中「別表第二第一号」を「別表第三第一号」に改め、同項第二号(1)ロから二まで

を次のように改める。

ロ 構造

- (イ) 仕出しに係る料理又は弁当の製造のための製造場にあつては原料の保管、食品の詰合せ及び放冷のための場所を、旅館又はホテルの中にある調理場にあつては原料の保管、配膳及び放冷のための場所をそれぞれ設けること。

- (ロ) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて生食用として販売するものに限る。以下同じ。）を加工し、又は調理する施設にあつては、他の設備と明確に区分された生食用食

肉を加工し、又は調理するための衛生的な場所を設けること。

ハ 洗浄設備

- (イ) 客席には、客の使用に便利な位置に流水式の手洗設備を設けること。
- (ロ) 生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉のための専用のものを設けること。

二 機械器具等の整備

- (イ) 取扱数量に応じた容積のある冷蔵設備を設けること。
- (ロ) 生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、生食用食肉が接触する設備及び器具について専用のものを備えること。

- (ハ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、生食用食肉の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備及び当該加熱殺菌を行うに当たり温度を正確に測定することができる装置を設けること。

- (ニ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加熱殺菌後の生食用食肉の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、大型冷蔵庫等を加熱殺菌前の生食用食肉及び加熱殺菌後の生食用食肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるものである必要があること。

別表第三第一の項第二号(1)中二をへとし、八をホとし、同号(1)ロに次のように加える。

- (ハ) 生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、生食用食肉が接触する設備及び器具について専用のものを備えること。

- (ニ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、生食用食肉の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備及び当該加熱殺菌を行うに当たり温度を正確に測定することができる装置を設けること。

- (ホ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加熱殺菌後の生食用食肉の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、大型冷蔵庫等を加熱殺菌前の生食用食肉及び加熱殺菌後の生食用食肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるものである必要があること。

別表第三第一の項第二号(1)中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 構造

- 生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、他の設備と明確に区分された生食用食肉を加工し、又は調理するための衛生的な場所を設けること。

ハ 洗浄設備

生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉のための専用のものを設けること。

別表第三第一の項第二号(ロ)を次のように改める。

ロ 構造

生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、他の設備と明確に区分された生食用食肉を加工し、又は調理するための衛生的な場所を設けること。

別表第三第一の項第二号(ロ)中八をホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 洗浄設備

生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉のための専用のものを設けること。

ニ 機械器具等の整備

(イ) 取扱数量に応じた容積のある冷蔵設備及び冷却設備を有する陳列ケースを設けること。

(ロ) 生食用食肉を加工し、又は調理する施設にあつては、生食用食肉が接触する設備及び器具について専用のものを備えること。

(ハ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、生食用食肉の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備及び当該加熱殺菌を行うに当たり温度を正確に測定することができる装置を設けること。

(ニ) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加熱殺菌後の生食用食肉の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。また、大型冷蔵庫等を加熱殺菌前の生食用食肉及び加熱殺菌後の生食用食肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるものがある必要があること。

別表第三第二の項中「別表第二第二号」を「別表第三第一号」に改め、同表第三の項中「別表第二第三号」を「別表第三第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条、第十条、第十五条、様式第十号から様式第十三号まで並びに別表第二第一の項及び同表第二の項第一号への改正規定、別表第三第一の項の改正規定(イ)、別表第二第一号「を」を「別表第二第一号」に改める部分に限る。(イ)並びに同表第二の項及び同表第三の項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「第三条第二項」を、「第三条第三項」に、「同条第二項第一号」を、「同条第四項第一号」に改め、同項第三号中、「第三第二項第一号」を、「第三第四項第一号」に改め、同条第二項中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

第十三条第一号中、「第三第一項第二号」を、「第三第二項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則

知的障害児施設条例施行規則(平成十七年宮城県規則第五百十六号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

福祉型障害児入所施設条例施行規則

第一条中「知的障害児施設施行条例」を「福祉型障害児入所施設条例」に改める。

第二条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第三条第一号中「千五百七十円」の下に「を」を超えない範囲内で知事が別に定める額を加える。

第五条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

別記様式中「知的障害児施設使用料免除申請書」を「福祉型障害児入所施設使用料免除申請書」に

「知的障害児施設を利用する者の氏名」

を

「福祉型障害児入所施設を利用する者の氏名」

に改める。

<p>復旧関連事業</p>	<p>特定災害復旧事業</p>	
	<p>除塩</p>	<p>農用地の災害復旧</p>
<p>百分の六</p>	<p>百分の六</p>	<p>百分の六</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

○宮城県規則第二十七号

流域下水道条例施行規則

(趣旨)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一条 この規則は、流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第二条 条例第四条第三号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。）とする。

一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）第四条の第二項の規定により国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の三とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

（条例第六条の二第一項第二号に規定する障害の程度）

第二条 条例第六条の二第一項第二号に規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 知的障害 次号に規定する精神障害の程度に相当する程度

三 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項の表に定める一級から三級までのいずれかに該当する程度（条例第六条の二第一項第三号に規定する障害の程度）

第二条の二 条例第六条の二第一項第三号に規定する障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第六項症までのいずれかに該当する程度又は同法別表第一号表ノ三に定める第一款症に該当する程度とする。

第四条第四号中「令第六条第一項第一号各号（第一号を除く。）」を「条例第六条の二第一項第二号から第八号まで」に改める。

第十二条第一項第二号中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十三条第一号」を「条例第六条第一項第一号」に改める。

第三十九条の表第二条の項中「第二条」を「第二条の三」に改める。

様式第一号中（第2条関係）を（第2条の3関係）に改める。

様式第二号中「第2条」を「第2条の3」に改める。

様式第三号中（第2条関係）を（第2条の3関係）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に心じて入居の申込みをした者に係る入居予定者の決定については、改正後の県営住宅条例施行規則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。
 第一条第一号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第四条第二項第三号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

様式第一号中「営業の種類」を「区分」とし、「第3条の」を「第4条の」とし、「第3条ただし書」を「第4条ただし書」に改める。

様式第二号中

氏 名
氏 名
氏 名

「営業所所在地」を「営業所の所在地」とし、「営業許可済証」を「営業許可書」に改める。

様式第三号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

様式第四号中

氏名					電話番号（ ）
住所					
食品衛生責任者	届出年月日	年 月 日（ 都道府県）			
衛生責任者	講習	認定講習	継続講習	継続講習	継続講習
		改講年月日			
	改講	改講修了番号			
		改講都道府県名			
受講免除資格	資格		資格認定番号		

を

氏名	設置届出日	
責任者番号	資格	備考
氏名	設置届出日	

排水施設	排水施設	排水施設	排水施設	排水施設
排水施設	排水施設	排水施設	排水施設	排水施設
排水施設	排水施設	排水施設	排水施設	排水施設
排水施設	排水施設	排水施設	排水施設	排水施設
排水施設	排水施設	排水施設	排水施設	排水施設

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の食品衛生法等取扱規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の食品衛生法等取扱規程の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第二百五十八号

流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置を次のように定める。

平成二十四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置

(用語の定義)

第一条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

ロ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれ

る排水施設

二 レベル一地震動 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。

三 レベル二地震動 排水施設及び処理施設の設置地点において発生する確率が低いが、規模の大きなものをいう。

(耐震性能)

第二条 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

(流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置)

第三条 流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）第四条第五号の知事が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十九号

流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）第五条第一号の規定により、排水管の内径及び排水渠の断面積に関する知事が定める数値を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 排水管の内径 百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）

二 排水渠の断面積 五千平方ミリメートル

○宮城県告示第二百六十号

流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）第六条第二号の規定により、終末処理場の構造の技術上の基準に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

○宮城県告示第二百六十一号

流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）第八条第六号の規定により、終末処理場の維持管理に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

企 業 局

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

○宮城県企業局管理規程第一号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程

（趣旨）

第一条 この規程は、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年宮城県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（布設工事監督者の資格）

第二条 条例第三条第六号の規定により同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 条例第三条第一号に規定する学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

二 条例第三条第二号に規定する学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法による大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

三 外国の学校において、条例第三条第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は同条第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程を、それぞれこれらの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれこれらの各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

四 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第三条 条例第四条第四号の規定により同条第二号及び第三号に規定する者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 条例第三条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者については七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、条例第四条第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれこれらの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれこれらの各号の卒業した者ことに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)第十四条第三号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会

宮城県図書館協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県図書館協議会規則を廃止する規則

宮城県図書館協議会規則(昭和四十五年一月十四日宮城県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。